

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 連結レバレッジ比率 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●号。以下「レバレッジ比率告示」という。）第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。</p> <p>六 単体レバレッジ比率 レバレッジ比率告示第五条に規定する単体レバレッジ比率をいう。</p> <p>七 持株レバレッジ比率 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づ</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 連結レバレッジ比率 自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。</p> <p>六 単体レバレッジ比率 自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める単体レバレッジ比率をいう。</p> <p>七 持株レバレッジ比率 持株自己資本比率告示第二条に規定する</p>

き、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●号。以下「持株レバレッジ比率告示」という。）第二条に規定する持株レバレッジ比率をいう。

2

〔略〕

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）
第二条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

〔2～5 略〕

〔項を削る。〕

6|| 第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率をいう。

2

〔同上〕

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）
第二条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

〔2～5 同上〕

6|| 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

7|| 前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

7|| 「略」

項) (単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条及び第十一条において同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

「2く4 略」

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)」と読み替えるものとする。

(銀行における四半期の開示事項)

「一・二 同上」

8|| 「同上」

項) (単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条及び第十一条において同じ。)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

「2く4 同上」

5 前条第六項から第八項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(連結子法人等を有しない国際統一基準の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項に」とあるのは「第三条第一項に」と、同条第七項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)」と読み替えるものとする。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 「略」

- 「一〇六 略」
 - 七 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
 - 八 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
 - 九 単体レバレッジ比率に関する事項
- 「項を削る。」

第六条 「同上」

- 「一〇六 同上」
 - 「号を加える。」
 - 「号を加える。」
 - 「号を加える。」
- 2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行に係るものに限る。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。
- 一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
 - 二 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）
 - 三 単体レバレッジ比率に関する事項
- 3 「同上」

2 「略」

- 3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同

- 4 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第二項第三号に掲げる事項は別紙様式第九号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号

<p>項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>4 第一項第二号及び第二項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p>	<p>により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>5 第一項第二号及び第三項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●号。以下「レバレッジ比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第六条 規則第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第六条 規則第三百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の</p>

直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率(レバレッジ比率告示第五条に規定する単体レバレッジ比率をいう。以下同じ。)に関する開示事項とする。

〔2〕5 略〕

6|| 第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項
- 二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

7|| 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号(第一面に限る。)により作成するものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率(レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。)に関する開示事項とする。

〔2〕5 略〕

直近の二事業年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

〔2〕5 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第七条 規則第三百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率(自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。)に関する開示事項とする。

〔2〕5 同上〕

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号(第二面に限る。)により作成するものとする。

(単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第八条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

〔2〕4 略〕

5〕 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の単体レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項第二号中「前事業年度」とあるのは「前年同期」と読み替えるものとする。

(四半期の開示事項)

第十条 規則第三百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基準金庫に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

〔一〕六 略〕

七〕 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

八〕 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)

九〕 単体レバレッジ比率に関する事項

6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成するものとする。

(単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項)

第八条 規則第三百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

(四半期の開示事項)

第十条 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

<p>〔2 略〕</p> <p>3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号（第一面に限る。）により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号（第二面に限る。）により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>〔2 同上〕</p> <p>3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第一項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号に掲げる事項は別紙様式第十号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。</p> <p>〔4 同上〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。